字洞ノ上、字馬場、字野中前、字六十目及び字本屋敷の各一部、西岡字西原の一部、西大橋字橋本、字溝渕、字坂下、字寺下、字川中子、字町田、字長山、字塚田、字台及び字溝添の全部並びに字三多田、字前山、字京塚、字寺裏、字芝山、字清水、字清水台、字前田、字大境、字大橋下、字大窪、字大窪渕、字大道、字堂脇、字南台、字逼坂、字硲間、字堀ノ内、字柳下及び字硲の各一部、西平塚字笄嵩、字原山、字西ノ台及び字西台の全部並びに字西原、字宮脇、字境堀、字行人塚、字深山、字扇久保、字前山、字中畑、字梨ノ木及び字林添の各一部、東平塚字滝ノ宮の全部並びに字かぶき、字向山及び字西原の各一部、面野井字滝ノ入の全部並びに字ハサマ、字中田、字東原山、字蜂ノ巣及び字面野井の各一部

四　土地区画整理事業の名称　研究学園都市計画事業葛城一体型特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　茨城県つくば市竹園一丁目二番地一

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成十三年三月二十六日

七　施行規程の変更（第四回）及び事業計画の変更（第三回）の認可の年月日　平成二十五年八月二十一日

○東北地方整備局告示第百七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　小池　剛

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
青森県上北郡おいらせ町神明前一三〇番四から同町神明前三九番一まで	前	一四・四〇～二四・〇五	〇・四五〇
	後	一九・二〇～四三・一〇	〇・四五〇
	後別	一四・四〇～二四・〇五	〇・四五〇
	後	一九・二〇～四三・一〇	〇・四五〇

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　小池　剛

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百四号

(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
青森県三戸郡南部町大字斗賀字上明戸二番五から同町大字剣吉字岩ノ下一二番一まで	前	九・八〇～一九・五〇	〇・三二〇
	後	一一・七五～二七・九〇	〇・三二〇
	後別	九・八〇～一九・五〇	〇・三二〇
	後	一一・七五～二七・九〇	〇・三二〇

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○国土交通省告示第八百五号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十四条第二項第二号の規定に基づき、航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千九十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

第十五条第二項中「、高圧ガス、腐食性液体、引火性液体」を「（航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示第一条第五項に規定する隔離区分がSであるものを除く。）」に改める。

第三十条中「第一号」の下に「の告示」を加え、「（昭和五十八年運輸省告示第五百七十二号）」を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○防衛省告示第百五十八号

海上自衛隊の使用する船舶の信号符字の付与を次のとおり告示する。

平成二十五年八月二十一日

防衛大臣　小野寺五典

信号符字	番号	名称	付与年月日
ＪＳＵＭ	一八三	いずも	平成二十五年八月六日

○東北地方整備局告示第百七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　小池　剛

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
青森県東津軽郡平内町大字山口字明神三七番三から同町大字山口字赤坂二〇番四まで	前	一三・六〇～一五・八〇	〇・三三〇
	後	一四・八〇～二〇・八〇	〇・三三〇
	後別	一三・六〇～一五・八〇	〇・三三〇
	後	一四・八〇～二〇・八〇	〇・三三〇

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により、一般国道の改築工事を本局長において次のとおり開始するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十五年八月二十一日

東北地方整備局長　小池　剛

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の期日
百十五号	伊達市霊山町下小国字前山から伊達郡桑折町大字松原字狸内まで	改築	平成二十五年八月二十一日

○中国地方整備局告示第百二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　栗田　悟

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
萩市大字須佐字桜尾一一六八番七から同市大字須佐字桜尾一一七五番三まで	前	六二・〇〇～八七・五〇	〇・一二一
	後	六五・六〇～九五・三〇	〇・一二一
	後別	六二・〇〇～八七・五〇	〇・一二一
	後	六五・六〇～九五・三〇	〇・一二一

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百二十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　栗田　悟

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十一号	萩市大字須佐字桜尾一一六八番七から同市大字須佐字桜尾一一七五番三まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年八月二十一日